



■ テーマ名

近代ドイツ公法学における王位継承・王室法解釈学の展開

■ キーワード

比較法、法制史、公法学

■ 研究の概要

近代ドイツの公法学説については汗牛充棟の研究が蓄積されていますが、王位継承・王室法の諸問題に関する法解釈論の検討はこれまで余り行われてこなかったように思われます。しかし、考えてみれば、1918年までドイツ地域に存在した国家は一部の共和制都市を除いてすべてが世襲君主制国家でしたし、政治的事件としても王位継承紛争や王統断絶による国家の分割、君主の廃位など、さまざまな問題が噴出していました。王室内部における法的紛争も少なくありません。こうした状況において、公法学は王位継承・王室法の諸問題に対処することを少なからず迫られたはずです。

実は、近代ドイツ公法学の特徴的学説とされる国家法人説・君主機関説は、王位継承にまつわる諸問題に対応する中で形成されてきた理論であったことが、本研究を通じて明らかになってきました。例えば、伝統的に王位継承は家産（レーエン及び家族世襲財産）の相続法の理屈で把握されてきましたが、家産相続法には先の家産保有者の処分行為が相続人をどの程度に拘束するかという議論が含まれています。これを憲法定制行為に当てはめると、王位を継承した新国王は先王による欽定憲法に拘束されず、これを自由に廃止できるということにもなりかねません。こうした事態（ハノーファーの事例！）に鑑みて、国家法人説は国家という抽象的人格を統治権の主体とすることで、憲法制度から家産的理屈を排除するという意義をもったわけです。しかし当初は家産的権利を「統治権の行使権」（王位継承権）に縮減するという構成がとられたために、国家の立法権と王位継承権の関係はその後の公法学の論点として残り続けました。王室が伝統的に持つとされた自律権（Autonomie）やそれに基づく王室家憲（Hausgesetze）なども関連して研究され、実に多彩な議論が繰り広げられていきます。本研究では時代の変化に埋もれた議論の一つずつ掘り返しています（本研究はJSPS科研費19K13487（若手研究）の助成を受けたものです）。

■ 他の研究／技術との相違点

王位継承・王室法の諸問題はドイツ公法学の論点ではもはやありませんから、法学史研究においても余りあげられてきませんでした。これに対し、本研究は近代ドイツ公法学の歴史的展開を「世襲君主制」という国制的与件との関係から捉えなおすことを試んでいます。

■ 今後の展開、実用化へのイメージ

「世襲君主制」の問題性は、もちろんわが国の皇位継承・皇室制度についても当て嵌ります。ドイツ公法学の諸理論を摂取してきた戦前期の憲法学が皇室典範・皇室法をどのように解釈したのかを明らかにすることは、現行皇室典範及び「生前退位」以後のわが皇室制度を考えるための格好の素材を提供するように思われます。

■ 関連業績（特許・文献）

「一九世紀ドイツ公法学における『君侯法』（一）～（五）完——王位継承法理論の展開を中心として——」国家学会雑誌131巻7・8号、11・12号（2018年）、132巻3・4号、5・6号、7・8号（2019年）：「ドイツ第二帝政期における「領邦君主の家族」の身分と法学——ザクセン、コーブルク＝ゴータ、オルデンブルク——」額定其 佐々木健・高田久美・丸本由美子編『身分と経済』（慈学社、2019年）

■ 研究者から一言

本研究の成果は既に論文として公にしていますが、2022年度中には書籍化する予定です。